

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市坂田西特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十九年五月二十二日から平成三十年三月二十三日まで